



## ■ 目次

FASBによるFAS 109修正の審議停止に関するPwC DataLine  
PwCがIFRSおよびUS GAAPの相違点をまとめた出版物の新版を公表  
PwCがSECによるAS 6「財務諸表の一貫性の評価」承認を後押し  
SECが米国発行体によるIFRS利用についてのロードマップ案を公表  
SECがPCAOBの監査委員会とのコミュニケーションに関する規則および税務サービスに関する規則修正を承認  
SECが外国企業に投資する米国投資家を支援する開示要件改革のための規則修正を承認  
FASBが成文化プロジェクトの検証のために企業結合に関するコンテンツを公表  
その他のFASB関連記事  
9月の予定

---

## ■ FASBによるFAS 109修正の審議停止に関するPwC DataLine

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)は、今月米国財務会計基準審議会(FASB)によるFASB基準書第109号「法人所得税の会計処理」の修正プロジェクトの審議を無期限に延期する決定を扱ったDataLine 2008-19を公表しました。FASBは、国際会計基準審議会(IASB)の国際会計基準(IAS)第12号「法人所得税」改訂作業がさらに進展した後に、このプロジェクトを再度とりあげる可能性があります。

IASBは改訂IAS 12の公開草案を今年後半に公表することを予定していますが、IAS 12およびFAS 109の重要な差異は残ったままとなるでしょう。より重要な差異のうち3つは、不確実なタックス・ポジション、株式報酬の税効果の会計処理、内部振替の税効果の会計処理に関するものです。FASBが審議の延期を決定したものの、米国における国際財務報告基準(IFRS)の適用が不可避と思われるため、企業はIASBの審議内容の監視の継続を望むでしょう。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、以下のウェブサイトからこのDataLineをご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpj?ContentCode=AALN-7HXJCU&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ PwCがIFRSおよびUS GAAPの相違点をまとめた出版物の新版を公表

US GAAPからIFRSへのコンバージョンは多くの技術的な会計処理の変更をもたらします。PwCの出版物「IFRSとUS GAAP – similarities and differences (2008年9月版)」は両者の会計処理における主要な差異に関する大まかな理解を提供し、それらの変更が個別の企業に与える可能性のある影響を識別することを目的として作成されています。この出版物はすべての差異を扱ったものではありませんが、最も重要かつ(あるいは)最も一般的な多くの差異に焦点を当てています。

この新版では、会計フレームワークの単純な比較を超越し、米国市場向けに完全な再編が行なわれました。そして、(1)IFRSへのコンバージョンが会計部門を大きく超えてどのような影響を及ぼすかをまとめ、(2)IFRSとUS GAAPの主要な差異の影響に関する洞察を提供し、そして(3) 組織にとってIFRSがどんな意味をもつかを早期に検討することを推奨しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、以下のウェブサイトからこの「IFRSとUS GAAP – similarities and differences」をご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=MSRA-7HQ45V&SecNavCode=ASPP-4WBLAQ&ContentType=Content>

---

## ■ PwCがSECによるAS 6「財務諸表の一貫性の評価」承認を後押し

今週米証券取引委員会(SEC)に提出されたコメントレターの中で、PwCはSECによる監査基準第6号「財務諸表の一貫性の評価」(AS 6)の承認を後押ししています。

AS 6はFASB基準書第154号「会計上の変更および誤謬の訂正」(FAS 154)に照らした財務諸表の一貫性に関する問題の評価およびレポーティングに関する監査人の責任を明確化し、アップデートしたものです。また、AS 6および関連修正事項は、監査人が報告書において説明パラグラフを記載する場合に、会計方針の変更と虚偽表示の修正の二者を識別することを義務付けることによって、監査報告書の明確性を拡充することもその目的としています。さらに、AS 6の設定に関連して行われるその他の変更を通じて、PCAOBの暫定監査基準から米国で一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー(US GAAPヒエラルキー)が削除されることとなります。これはPCAOB、AICPAの監査基準審議会(ASB)、米国財務会計基準審議会(FASB)によるGAAPヒエラルキーを監査関連文献から会計基準へと移動させようという共同の試みの一環として実施されるものです。

PwCは提案されているAS 6がFAS 154の規定に応え、そしてそれと一貫したものだと考えます。また、PCAOBの暫定監査基準からUS GAAPヒエラルキーの削除を指示します。最後に、PwCはFASBの会計基準案「一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー」に適切に対応したものであると考えます。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、以下のウェブサイトからこのコメントレターの全文をご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7HVJBG&SecNavCode=ASPP-4MMPCR&ContentType=Content>

---

## ■ SECが米国発行体によるIFRS利用についてのロードマップ案を公表

8月27日、SECは(1)米国内の発行体によるIFRSの強制適用についてのロードマップ案 および (2)特定の適格な国内発行体によるIFRSの任意適用を認める規則案 の二つを含むプレスリリースに対するパブリック・コメント募集を全会一致で可決しました。

ロードマップ案は米国における2014年からのIFRSの潜在的な強制適用を対象とするものですが、SECは、ロードマップ案の中で、すべての米国発行体にIFRSの利用を強制する前に達成する必要があるいくつかのマイルストーンを明らかにしています。一方、規則案では、特定の適格な国内発行体に対して早ければ2009年12月15日以降に終了する会計年度からIFRSの適用を認めようとするものです。

ロードマップ案によれば、SECは2011年にマイルストーンが達成されているかどうか、すべての発行体に対して強制的にIFRSへのコンバージョンの期日を決めるべきかどうか、そしてIFRSの任意早期適用をより多くの発行体に認容すべきかどうかを判断するため再度議論を行うことを考えています。

▼ より詳細な情報については下記のCFOdirect Network およびSECウェブサイトをご覧ください。

- PwCの記事 / Breaking News  
<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7HWUN9&ContentType=Content>
  - SECのプレスリリース  
<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-184.htm>
-

## ■ SECがPCAOBの監査委員会とのコミュニケーションに関する規則および税務サービスに関する規則修正を承認

SECはPCAOBの倫理および独立性規則 Rule 3526「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」の草案、暫定独立性基準の修正、Rule 3523「財務報告を監視する役割の者に対する税務サービス」の修正を承認する規則を公表しました。

Rule 3526は監査委員会と登録済会計事務所との間の登録済会計事務所の独立性に関するコミュニケーションを拡充することを意図しています。登録済会計事務所に対して、事務所の独立性に影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるあらゆる事務所と発行者の関係について、最初の契約を引き受ける前に監査委員会に報告することを義務付けることで、現行規則を拡充するものです。また、登録済会計事務所は、独立性に影響を与えるそのような関係の潜在的影響について少なくとも毎年一回契約継続に際して議論を行うことを義務付けられることになります。さらに、Rule 3526は暫定独立性基準(ISB)第1号「独立性に関する監査委員会との議論」と関連する二つの解釈に優先します。

Rule 3523の修正は、新規の監査クライアントにおいて、プロフェッショナル契約期間の開始に先立つ監査契約期間の一部において財務報告の監視の役割を担う者、あるいはその人物の近親者に対する税務サービスの提供を行なうことを認めています。当初のRule 3523では、そうした期間において税務サービスを提供した会計事務所は独立性があるとはみなされませんでした。

▼ この指令の全文は、以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/pcaob/2008/34-58415.pdf>

---

## ■ SECが外国企業に投資する米国投資家を支援する開示要件改革のための規則修正を承認

今週SECは三つの規則修正案を全会一致で可決承認しました。すなわち、(1)外国発行体によるレポーティング強化 (2) 1934年証券法のSection 12(g) に基づいて外国登録企業に持分証券類の登録を義務付ける状況に関する規則 (3)複数国にまたがる場合の免除規定です。この規則修正は以下のとおりです。

- SEC登録証券の無い外国企業に対する現在の紙面資料による提出要件を廃止
- 米国以外の国の特定の開示文書を英語で電子開示することを発行体に要求
- 複数国にまたがる取引に伴って頻繁に発生するいくつかのトピックに関する解釈指針を提供

移行期間後、この規則修正によって外国企業もアニュアルレポートを2ヶ月早く(すなわち年度末から4ヶ月以内)に提出することが義務付けられるようになり、投資家により適時な情報が提供されることになります。この修正の目的は、米国の投資家に外国登録企業の重要な開示書類により迅速かつより容易なアクセスを与えることにあります。また、国境を超えた株式公開買付や『その他の企業結合に米国投資家がより参加しやすくすることも意図されています。

▼ より詳しい情報については下記のSECウェブサイトをご覧ください。

<http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-183.htm>

---

## ■ FASBが成文化プロジェクトの検証のために企業結合に関するコンテンツを公表

FASBは企業結合に関するコンテンツをFASB会計基準成文化プロジェクト(the Codification)上で公開しました。The Codification は今年1月から一年間の検証期間に入っていますが、多数の基準設定団体によって発行されたすべての公式な公表物を一つのソースにまとめることで会計基準の編成を単純化することを目的としています。

成文化プロジェクトが当初開始された際にはまだ企業結合に関するコンテンツの作業を行っていました。現在それらが完成し、企業結合に関するコンテンツにはFASB基準書第141号(R)「企業結合」、FASB基準書第109号「法人所得税の会計処理」、FASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理—FASB基準書第109号の解釈」、および多数のEITF IssuesやSEC職員会計公報などが含まれています。なお、FASBは企業結合に関するコンテンツにはFASB基

準書第141号(R)以降の基準のみを掲載することになっています。

検証期間中、FASBは関係者に対して会計問題について無料でThe Codificationを検索し、コンテンツが正確に既存のUS GAAPを反映しているかどうかのフィードバックを提供することを推奨しています。2009年前半にFASBはThe Codificationを米国の会計基準および報告基準の単一の権威筋のソースとして承認する予定です。

▼ 成文化プロジェクトに関する詳しい情報およびアクセスについては以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

[http://www.fasb.org/news/media\\_advisory082108.shtml](http://www.fasb.org/news/media_advisory082108.shtml)

---

## ■ その他のFASB関連記事

**プロジェクトの更新:** FASBはFIN 46(R) および FAS 140(開示要件)に関するプロジェクトの概要を更新しました。

[http://www.fasb.org/project/fin46randfas140\\_disclosure\\_requirements.shtml](http://www.fasb.org/project/fin46randfas140_disclosure_requirements.shtml)

**Weekly Action Alert:** Action Alert No. 08-35 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa082808.shtml>

---

## ■ 9月の予定

- FASBは9月3日、10日、18日、24日に会議を開催。
- FASBは9月3日および17日に教育セッションを開催。
- FASBは9月8日に負債および資本に関する円卓会議を開催。
- 財務会計基準諮問評議会は9月22日および23日に会議を開催。
- FASBはAICPAの非公開企業実務セクションの技術的問題委員会と9月15日に連絡会議を開催。
- 非公開企業財務報告委員会は9月18日および19日に会議を開催。
- 発生問題専門委員会(EITF)は9月10日に会議を開催。
- 政府会計基準審議会(GASB)は9月24日～26日まで会議を開催、および9月9日に電話会議を開催。
- IASBは9月17日に円卓会議を開催。
- IASBは9月11日～12日および16日～19日に会議を開催。
- 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は9月4日～5日に会議を開催。
- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は9月15日～19日に会議を開催。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)  
東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.